

○信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）
項目	主要な業務の状況を 示す指標 一 業務粗利益、業務粗利益率、業務 純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益（投資信託解約損 益を除く。） 「二～六 略」	記載する事項
[略]		
改正前		別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）
項目	主要な業務の状況を 示す指標 一 業務粗利益及び業務粗利益率 「二～六 同上」	記載する事項
[同上]		

備考 表中の「」の記載は注記である。